

春の全国交通安全運動

令和2年4月6日(月)～4月15日(水)

4月10日(金)は交通事故死ゼロを目指す日

<運動の重点>

- 子供を始めとする歩行者の安全の確保
- 高齢運転者等の安全運転の励行
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶(和歌山県重点)
- 横断歩道における歩行者優先の徹底(和歌山県重点)



交通安全フェアわかやま2019 ペイントコンテスト 優秀賞
木野 綾奈さん(和歌山市立東中学校)

自転車を安全に利用しましょう!

- 自転車は車両です。
ルールやマナーを守って安全運転に努めましょう。
- ながらスマホは絶対にやめましょう。
不安定な運転になったり、周囲の自動車や歩行者に対する注意が散漫になり重大な事故につながる恐れがあります。絶対にやめましょう。



自転車損害賠償保険等に参加しましょう

自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に参加しましょう。

※自転車損害賠償保険等については、「和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例」により加入が努力義務化されています。



和歌山県・交通事故をなくする県民運動推進協議会

子供を始めとする歩行者の安全の確保

◎思いやりのある運転をしましょう。

- ・通学路等を通行する運転者は幼児・児童の安全な通行を確保し、思いやりのある運転をしましょう。

◎『歩きスマホ』は絶対にやめましょう。

- ・周囲への注意が散漫になる「歩きスマホ」は大変危険です。絶対にやめましょう。

◎夜間は反射材やライトを使用しましょう。

- ・夜間に出歩く際は、反射材やライトを使用しましょう。



高齢運転者等の安全運転の励行

◎加齢に伴う身体機能の変化について

- ・加齢に伴う身体機能の変化を的確に認識するとともに自分の運転に不安を感じたら免許返納も選択肢の1つとして考えましょう。

◎全座席でシートベルトを着用しましょう！

- ・後部座席も含めて、どの座席でも必ずシートベルトを着用してください。また、6歳未満の幼児はチャイルドシートを着用してください。

自転車の安全利用の推進

◎危険な運転は絶対にやめましょう。

- ・二人乗りや、並進、傘差し、スマートフォン使用など危険な運転は絶対にやめましょう。

◎自転車保険に加入しましょう。

- ・万一の事故を起こした場合、被害に遭われた方への十分な補償、高額な賠償に備え、自転車保険に加入しましょう。

飲酒運転の根絶（和歌山県重点）

◎飲酒運転は犯罪です。

- ・「しない」、「させない」、「ゆるさない」、飲酒運転（犯罪）を根絶しましょう。

◎飲酒運転は、運転者以外にも厳しい罰があります。

- （1）車両提供 （2）酒類の提供 （3）同乗

飲酒運転は、運転者だけでなく、かかわった人も罪に問われます！

◎わずかなお酒でも、運転能力・判断能力の低下を招き、重大な事故を引き起こす可能性があります。



横断歩道における歩行者優先の徹底（和歌山県重点）

◎横断歩道は歩行者優先です。

全国で横断歩道上の歩行者が犠牲となる交通事故が相次いで発生しております。運転者には、横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。横断歩道を横断し、又は横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道の手前で一時停止し、その通行を妨げないようにしましょう。

◎横断歩道の周辺は駐停車禁止です。

横断歩道の側端から前後5メートル以内は駐停車禁止です。絶対にやめましょう。



歩行者が見えたらとまる 横断歩道

令和2年度交通安全年間スローガン 佳作
和歌山市 森 雄太郎さん

和歌山県・交通事故をなくする県民運動推進協議会では、運転適性検査器・反射神経測定器等を活用した参加・体験型の高齢者交通安全講座を実施しています。

★お申し込み・お問い合わせ先：県庁県民生活課（TEL）073-441-2350